

## 大学アドミッション専門職資格制度事業要綱

施行：令和3年8月28日

### 第1条（目的）

この規程は、大学アドミッション専門職資格制度事業運用要綱（以下「事業運営要綱」という。）第16条の規定に基づき、大学アドミッション専門職協会資格制度の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（資格申請者の募集）

基本規程第3条の資格申請者を募集するときは、以下の各事項を明示した文書をもって広く一般、及び、社員から公募するものとする。

- ① 基本規程第3条に規定する当該認定資格の種類及び認定基準の内容
- ② 基本規程第4条に規定する当該認定資格の申請料と研修講座の要件
- ③ 当該認定資格の資格申請の日程及び申請宛先当該認定資格取得に必要な料金及び徴収の手続き

2 前項の文書による募集とは、ホームページ、会員広報用のニューズレター、その他可能な手段をいう。

（資格申請に必要な受講研修講座）

第3条 資格を申請しようとする者は、協会が実施、又は、後援する別表1の研修講座を受講・修了あるいは企画していなければならない。

2 上記講座・要件等を変更する場合には、理事長が事業企画部門・職能資格部門の意見を聴取した上で決定し、資格試験実施の前年度末日までに公表する。

（資格の認定）

第5条 職能資格表彰委員会の社員は、申請者ごとの評価結果を基に、合議による合否の審査を行わなければならない。

2 理事長は職能資格表彰委員会の社員の合議の結果を踏まえた上で、資格認定を決定する。

（認定資格者の登録）

第6条 理事長は、速やかに受験者本人に対して合否の通知を行うものとする。

2 前項の資格申請料の納付の確認ができた場合に、理事長は、当該納付者の資格認定者名簿への登録を行うとともに、当該本人に対して資格認定証を発行するものとする。

#### 第7条（費用）

資格の申請にかかる費用は別表2の通りとする。

#### 第8条(管理および保存)

基本規程第14条による管理保存について、その保存の方法は次の二通りを併用して行うものとする。

印字された書面による保存

電磁的記録による保存

#### 第10条（事務局の事務処理）

事務局は、基本規程及びこの要綱に基づき大学アドミッション専門職資格制度の事務を処理するものとする。

#### 第11条（改正）

本要綱の改正は、職能資格表彰委員会が行い、理事会に報告をするものとする。

#### 附則

この規定は、2021年度総会（令和3年8月28日）から施行する。

#### 別表1 大学アドミッション専門職講座の実務に関する講座リスト

種別	具体的な名称
協会が主催する研修講座	
協会が後援する協会外の研修講座	九州大学アドミッション・スペシャリスト研修会 など
その他、協会が認定する研修講座	

#### 別表2 資格申請料（消費税を含む）

名称	協会社員
初級専門士資格	30,000円

AF シルバー資格 20,000 円

AF ゴールド資格 20,000 円

Copyright (C) 2021 Japan Association of College and University Admissions Profession.  
All Rights Reserved.